



# 「教育の平等」論史研究：コモン・スクール改革期の「近代学校教育制度原則」のアンビバレンス

森田, 満夫

---

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2006-03-10

(Date of Publication)

2008-07-18

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙2870

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2002870>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



【 2 4 6 】

氏 名・(本 籍)	森田 満夫	( 大阪府 )
博士の専攻分野の名称	博士(学術)	
学 位 記 番 号	博ろ第104号	
学位授与の 要 件	学位規則第5条第1項該当	
学位授与の 日 付	平成18年3月10日	

【 学位論文題目 】

「教育の平等」論史研究  
—コモン・スクール改革期の「近代学校教育制度原則」  
のアンビバレンス—

審 査 委 員

主 査	教 授	土屋	基規
	教 授	三上	和夫
	教 授	船寄	俊雄
	教 授	岡田	章宏
	助教授	白水	浩信

## 論文内容の要旨

氏名 森田 満夫

推薦教授氏名 土屋 基規

論文題目

「教育の平等」論史研究

—コモン・スクール改革期の「近代学校教育制度原則」のアンビバレンス—

論文要旨

1. すべての人を対象とする「教育の平等」の理想を保障する民衆教育制度化を典型的に進めたのは、コモン・スクール改革という19世紀のアメリカ合衆国マサチューセッツ州の近代公教育制度の形成過程であり、それはわが国を含め他国の近代公教育制度のモデルになった。

「教育の平等」の理想は、わが国の場合、「法の下での平等」を基礎に、「すべての国民がひとしく教育を受ける機会を、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位及び門地によって『教育上差別されない』とする制度原則（日本国憲法第14条、日本国憲法第26条及び教育基本法第3条）として受け継がれる。言い換えれば、「教育の平等」の理想は、「人たるものすべてに共通に必要な」普通教育の教育内容を、「人たるだれもが一律に享受しうるはずの教育」（『教育基本法の解説』1947年）として、すべての国民にひとしく保障する制度原則として創造されてきた。しかし、「すべての人間にとって共通に必要な（common）普通教育をひとしく保障する「教育の平等、教育の機会均等」の理想の実現は、今日まで、義務教育を中心にして現代学校教育制度の課題とされてきている。

本研究は、このような「教育の平等」論を生成させたアメリカ合衆国マサチューセッツ州近代公教育制度形成過程に遡って、「教育の平等」論の実相を、現代学校教育制度原則

として、受け継ぐべき肯定的契機及び課題となる否定的契機を考察することに、意義を見出そうとした。

2. 改革期における社会諸集団と当のホーレス・マン等州政府当局の「すべての人々の平等・教育の平等」の認識の間には、「教育の平等」の理想、その理想と乖離する現実、さらにその乖離を補完・合理化するイデオロギーの錯綜と相剋の状況があった。本研究では、その相剋を内包する近代学校制度原則の「教育の平等」論を検討するために、第一にホーレス・マンを「公教育の父」とらしめた19世紀半ばのコモン・スクール改革期の近代学校制度原則「教育の平等」の現実に着目し、第二に、その現実の中で社会諸集団の中でも最たる社会的弱者（少数派）故に当局（多数派）に著しく疎外され相剋しながら「すべての人々にとっての教育の平等」を本質的に求めざるを得なかった奴隷制度廃止論者（abolitionists）や自由黒人の言説と行動を視角にする方法をとった。

3. 改革期の「教育の平等」論の力動的な相剋を探求する場合に、本研究は、先行研究の動向を考慮して、以下の諸点を考察の課題の中心に置いた。

一つは、改革期に教育行政当局の政策的展開との関連を前提にして、以下二つの論点を考察する。その第一の論点は、直接的に人種的分離に反対せずに、かえって分離を前提にする「学校のコミュニティコントロール」（学校の地域的自主管理）を求めた自由黒人の「存続派」に関する再考察であり、その第二の論点は、直接的に人種的分離に反対して「教育の平等」を求める奴隷制度廃止論者・自由黒人等「統合派」の論理である「教育の平等」論議の内容的要件自体の吟味である。この二つの論点は、改革期の自由黒人等の「教育の平等」論の潜在的水準を十分に評価してこなかった黒人教育史の先行研究に欠ける、研究課題であり、本研究はそれに応えるものである。

二つは、そのような考察を通して、発展的に、改革期の「教育の平等」論についての仮説—その理想、その理想と乖離する現実、その乖離を補完・合理化するイデオロギーの錯綜を内包する「教育の平等」論が、州・ボストン市当局等と自由黒人等の相剋する関係の中で、近代学校制度原則として生成し深化したという展開—にアプローチした。

三つは、本研究の「教育の平等」論の史的考察を、先行する黒人教育史のみならず現代教育制度研究一般の「教育の平等」論の盲点に応える課題として位置づけて探究することである。なぜなら、従来の黒人教育史研究と教育制度研究の先行研究動向には、改革期の「教育の平等」論の評価—ホーレス・マンに代表される「教育の機会の平等」の万能視—に縛られ、改革期の「教育の平等」＝「機会の平等」の万能視と図式化して、結果的に、

同時期の自由黒人・奴隷制度廃止論者の「教育の平等」論が精査されてこなかったからである。改革期の「教育の平等」論が、政治運動史上の事件として以外には、ほとんど以後も関心が向けられなかったからである。

本研究の課題は、先行研究が見落としてきたブラウン判決の意義に連なる「教育の交流過程の平等」と同質の論理こそ、改革期にすでに人間の尊厳をかけた人種分離学校の廃止を問う社会的弱者の眼から見た「教育の平等」論の先駆として、生成してきたことを発見することにあつた。その際、マイノリティ集団のための格差是正と功利主義に矮小化してきた補償論的な「結果の平等」を問う、1990年代後半以降の参加論的な「教育の平等」の再定義の端的な動き—例えば、連邦政府の補償論的「教育の平等」を問い、マイノリティ及びマジョリティ双方の子どもにとっての相互のシティズンシップを学ぶ教育の中身と価値に人々の参加・コントロールへの途を拓く「教育の交流過程の平等」の論理を提起したハウ研究(1997)—に注目したい。

4. 以上の課題の考察の結果、改革期の「教育の平等」論の展開を、自由黒人問題の視角から「人間化」の論理と「社会化」の論理をめぐる相剋を示す像として析出してきた。それは、以下に示す第一章の鳥瞰図的知見と、それが提起する各論的課題の探究であつた。

第一は、改革期の「教育の平等」の制度的進展とは、自由黒人という被統治の人種的な社会集団から見れば、ボストン市当局の「学校監督権限の拡大」を通して、自由黒人父母等のローカル・コントロールの実質的喪失を招く過程(=否定的契機)であり、そのような相剋的な展開のなかで「教育の平等」の理解(=肯定的契機)も深化した。つまり、その「分離」の廃止・統合を擁する自由黒人やそのイデオログとしての奴隷制度廃止論者ら「統合派」は、「同等・同様な教育手段・施設」を要件に限定する「教育の平等」の政策—人種差別的な「分離」を合理化する「等価物説」—に対抗し、顕在的には、障壁・隔離・分け隔てのない自由な社会的交流・精神交通・人間関係を要件とするコモン・スクールの「教育の平等」を、自由な人間(自然人)になる「人間化」から、自由な共和国の市民になる「社会化」へ至る人間解放と教育的価値の論理として、深化させた。それは、ブラウン判決(1954)の先駆的雛型とも見られる、「教育の機会均等」を補償し得る実質的な「教育の平等」の内容的要件を示した点で、その後の現代に至る「教育の平等」を深化させる肯定的契機であつた。「教育の機会均等」とどまらない論議が、たしかに、人種差別の克服・人間の相互承認・尊重に固有の教育的価値を置き人間を具体的に自由にする人間解放の肯定的契機として(「統合派」らの「人間化」の論理)、「教育の平等」を生成

させた。それは、「法の下での平等」の法律学的コロラリーのみならず、教育的コミュニケーションの交流過程における社会心理的・教育学的認識のコロラリーを包含する「教育の平等」論、換言すれば、教育を手段/道具視する功利主義的な機会の平等、結果の平等にとどまらない、教育の交流過程を人間が出会う場とする人間解放の「教育の平等」論の肯定的契機が、改革期にあつたことを示していた。

しかし、そのような人間解放的な論理は、市当局教育行政・州当局改革推進者ホレース・マンらのめざす「社会化」の政治戦略的な論理と微妙な相剋的な関係にあつた。「微妙な相剋」を補完するために、市当局教育行政の「学校監督権限の拡大」のイデオロギーが行使された。そして、自由黒人側は、自らの「教育の自己決定権」を含むローカル・コントロールを明確に自覚せず、教育行政当局の「社会化」の論理に主体的にリンクする側面も見られた。つまり、「教育の平等」の対抗的展開の裏面で、自由黒人自身は、州の体制内的な権威に「教育の平等」を実現することを求め、結果的に、同化としての「社会化」の論理を自発的に受け入れ、自らの「学校の地方管理」へのローカル・コントロールを喪失させる「潜在化した相剋」を、明確に自覚できなかったからである。

5. こうした自由黒人のローカル・コントロールを自ら形骸化する過程の中で、ホレース・マン等の州の「教育の平等」論の展開の政策的裏面—ステート・コントロールとしての州の「新しい」教師政策—に、黒人問題(奴隷制度廃止運動)に関わる「公教育における政治教育の中立性」の確保をめぐる事件を通して、教師教育=公教育観へのインドクトリネーションへの潜在的な本質があつたことも、重要である。

ボストンの黒人分離学校体罰白人校長フォーブスの解雇を求める自由黒人等父母の教育要求は、体罰の「旧い」教師を庇うボストン市当局と対立する体罰反対の効率的で有能な「新しい」教師の資質を求めるホレース・マンの州の新しい教師政策に、結果的にリンクしていくような象徴的な事件であつた。それは地方のローカル・コントロールの分権を残しつつ、州のコモン・スクール教育実践を規定する教師の資質を掌握する改革期の州の教育政策の手法であつた。

その点に、マンがステート・コントロールという直接的な州の「介入」を「教師教育=公教育」というパイプの中では、徹底的に行使する人物であり、しかもその政策像には、彼自身が原則的に禁ずるインドクトリネーションをささ、是認どころか、自らの「教師教育=公教育」としての民衆を対象にする「政治教育」の契機として発想していた疑いが、強く見られた。それは、またインドクトリネーションを契機に、徹底して人間を政治的に

束ねていく「社会化」の論理に基づく「教師教育=公教育」観を、改革期の「教育の平等」論の政策的展開に見出すことであった。本研究は、マンに集約された新しい州の教師教育政策の進展を含む改革期の「教育の平等」論の展開の像を結ぶ。その像は、第一に、「人間化」と「社会化」の相剋の対抗・政策の像として捉えられた。第二に、その像は、そのような「教育の平等」論の展開自体の相剋を、「教育の平等」の内実を争う表面の像、「教育の平等」論の展開に隠された都市少教住民の自由黒人と州当局のコントロールをめぐる確執・対立の裏面の像の二つの像としても捉えられたのである。

改革期の奴隷制度廃止論者や自由黒人等市民は、たしかに、人種的分離学校を教育上の差別として論駁していく「ブラウン判決」(1954)や、教育基本法(1947)の「男女共学」に至る「教育の平等」論の人間解放的な「人間化・社会化」の論理を生み出した。

しかし、彼らの生きた歴史からの教訓は、にもかかわらず、この「教育の平等」論のアンビバレンスを見出せなかったということであった。「人間化」の論理を求める市民的対抗勢力に何が必要とされていたのか。このアンビバレンスの曖昧さの発見であった。つまり近代学校教育制度原則「教育の平等」論と州のステート・コントロールの不当な結びつき、公権力の教育への不当な支配を合理化する問題点を発見することが、十分にできなかったのである。

6. 以上の総合的考察から、本研究は、先行研究(黒人教育史研究及び教育制度研究)の改革期の「教育の平等」論の評価―「機会の平等」を万能視する限界があるもの―の妥当性を検証するために、二つの論点―①自由黒人にとって「教育の平等」の可能性は何か(=機会均等の万能視か?)、②「教育の平等」をめぐるコントロール問題とは何か―を提示して、改革期の「教育の平等」論の展開を明らかにした。そのアプローチは、自由黒人とボストン市当局の間の「教育の平等」論争に現れた顕在的相剋、その論争の裏面で人々の教育の自己決定権とローカル・コントロールが密かに喪失させられていく潜在的相剋を浮彫りにした。こうして、改革期の「教育の平等」論の顕在的相剋、潜在的相剋を構造的に明らかにしたのであった。

それによって、改革期の「教育の平等」論を精算主義的傾向で捉える先行研究の第一の論点に対して、改革期の「教育の平等」論の可能性が、自由黒人にとって、「機会の平等」から「結果の平等」へと至る「教育の平等」の概念の水準にとどまらない肯定的契機であったことが、実証され、発見された。

第二の論点については、人種差別的分離主義を問う「教育の平等」論争に現れた顕在的

相剋を粘塗する「教育の平等」論のイデオロギーの欺瞞性の否定的契機として、「教育の平等」をめぐる当局の「学校監督権限の拡大」の強調が、発見された。ここに、人々の教育の自己決定権とローカル・コントロールが密かに喪失させられていく潜在的相剋があった。その点で、現代の「学校コミュニティ・コントロール運動(学校の地域的自主管理)」の萌芽とする先行研究の評価は不十分である。むしろ、「教育の平等」論争に現れた顕在的相剋を粘塗する人種差別的な分離主義の「教育の平等」の政策にこそ、「学校監督権限の拡大」の強調という、人々の教育の自己決定権とローカル・コントロールを密かに喪失させる論理が、確かに存在した。また、人々の教育の自己決定権とローカル・コントロールの密かな喪失があったという論点は、大局的に見れば、マンのインドクトリネーションを容認する教師教育(=公教育)という支配の論理と結びつき、自由黒人の立場から、実証的に明らかにされるものでもあった。

こうして、本研究は、第一に、改革期の「教育の平等」論を精算主義的に評価する先行研究が見落としてきた「教育の平等」論の可能性を肯定的契機として、第二に、その肯定的契機に相剋する「教育の平等」をめぐる人々のコントロールの喪失の陥穽を否定的契機として、自由黒人の視角から実証した。ここに、以上のような近現代を通過する「教育と政治」をめぐる「教育の平等」論のアンビバレンスを発見してきたと考えている。

〔論文博士用〕

## 論文審査の結果の要旨

氏名	森田 満夫		
論文題目	「教育の平等」論史研究 ーコモン・スクール改革期の「近代学校教育制度原則」のアンビバレンスー		
判定	合格・不合格		
審査委員	区分	職名	氏名
	主査	教授	土屋基規
	副査	教授	三上和夫
	副査	教授	船寄俊雄
	副査	教授	岡田章宏
	副査	助教授	白水浩信
要 旨			
<p>本論文は、19世紀のアメリカ合衆国マサチューセッツ州コモン・スクール改革期(1830~1860)の「教育の平等」論に内在した相克を究明し、民衆教育制度の成立過程における「教育の平等」論の史的考察を行ったものであり、全体を序章と結章を含めて6章から構成している。</p> <p>本論文は、序章「研究の課題と方法」、第一章「コモン・スクール改革期の『人間化』と『社会化』の相克ー自由黒人を視角とする鳥瞰図ー」、第二章「コモン・スクール改革期の『教育の平等』についてーボストン黒人分離公立学校問題とホレース・マンの現実的行動に着目してー」、第三章「コモン・スクール改革期のローカル・コントロールに関する事例的考察ー黒人学校の校長フォーブス論争を事例としてー」、第四章「コモン・スクール改革期のステート・コントロールに関する事例的考察ー主として『奴隷制度廃止論者師範学校長メイ事件』から見えるマンの『教師教育=公教育』観ー」、結章「総合的考察」という構成で論述している。</p> <p>本論文は、すべての人を対象とし、国民がひとしく教育を保障される制度原則としての「教育の平等」という理想の具体化が、19世紀のアメリカ合衆国マサチューセッツにおけ</p>			

る近代学校教育制度の成立に典型的に見られることに着目し、「教育の平等」論について州政府当局と社会諸集団との間に理想と現実の乖離、錯綜、相克の状況があったことを、社会的弱者としての奴隷制度廃止論者や自由黒人の言説と行動を分析の視角として考察し、「人間化」と「社会化」の論理をめぐる相克の全体像を抽出することを課題としている。

考察の結果、改革期の州政府教育当局のホレース・マンを「公教育の父」とたらしめた、コモン・スクール改革期の「教育の平等」論の史的考察により、「教育の平等」論の展開における実相を解明し、教育行政当局者と社会的弱者としての集団の間には、「教育の平等」論の認識の相違とともに、すべての民衆を対象とする学校教育制度の管理に関する政策的展開とそれへの対応に、理想と現実の乖離、相克があったことを克明に論述している。本論文は、コモン・スクール改革期の「教育の平等」論の展開を、自由黒人という人種的社会集団の視角から分析し、それを「人間化」の論理と「社会化」の論理をめぐる相克を示す教育像を抽出している。

自由黒人という被統治的立場の社会的集団の見地からすると、改革期の「教育の平等」論と民衆教育の制度化は、明らかな「教育の機会の平等化」からの除外というより、「愚かな」移民・人種を差別的に「社会化」するものであったが、そこに、自由な人間(自然人)になる「人間化」から、自由な共和国の市民に至る人間解放への教育的価値の論理が先駆的に生成しつつあったことを見出すことができる。しかし同時に、民衆教育制度の普及に伴うボストン市当局のステート・コントロールとしての「学校監督権限の拡大」は、自由黒人父母等がローカル・コントロール(「学校の地域的自主管理」)の実質的喪失を招く過程でありながら、自由黒人の社会的集団には、自らの「教育の自己決定権」を含むローカル・コントロールを明確に自覚できず、州の体制内的な権威に「教育の平等」の実現を求め、結果として、同化としての「社会化」の論理を自発的に受け入れた側面があったことを解明している。

このような考察の結果から、本論文は、これまでの黒人教育史及び教育制度研究の先行研究が、ホレース・マンに代表される改革期の「教育の平等」論を、「教育の平等」=「教育の機会均等」論として万能視して図式化し、同時期の自由黒人・奴隷制度廃止論者の「教育の平等」論を精査してこなかった不十分さを補足するものとして意義があるだけでなく、改革期の「教育の平等」論の実相を克明に分析することによって、改革期の「教育の平等」論を生産主義的に評価する傾向のあった先行研究が見落としてきた「教育の平等」論の可能性を、この論に内在する肯定的契機として見出していることは、新たな知見を付与するものとして高く評価できる。また、本論文で、黒人分離学校の白人校長ホープスの解雇事件に関するボストン公立図書館所蔵の史料を発掘し、これを十分に生かして実証的に論述していることは、関係史料の精査とその活用という点でも積極的に評価できる。

以上の結果から、審査委員会は、申請者である沖縄国際大学の森田満夫が、博士(学術)の学位を授与される十分な資格と能力を有するものと認定する。